

NPO法人コミュフル 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人コミュフル という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区東馬込二丁目7番3-406号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的及び心身の障がいにより支援を必要とする方、社会生活にハンディキャップを有する方、及びそのご家族並びに支援に携わる方々に対し、ソフトウェア・ハードウェア機器及び各種システムを提供するための研究、開発、製作に関する事業及び運用に関する事業を行い、ハンディキャップを有する人々が社会生活上円滑にコミュニケーションが取れ、安全で安心かつ便利な日常生活の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 社会生活支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製作及び提供・販売・運用事業
- ② 障がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売・運用事業
- ③ ハンディキャップを有する方のための教育・社会生活支援、および啓蒙活動事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員

とする。

- (1)正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければいけない。

(入会金・会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、8人以内
- (2) 監事 1人以上、2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

3 必要に応じ、理事のうち2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法 第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければいけない

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第 23 条 通常社員総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 社員総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 社員総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 社員総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。また、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、及び第 29 条第 1 項第 2 号の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員

総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

(理事会の構成)

第 30 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもつて構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもつて招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもつて、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議シス

ムによって、理事会に参加し、表決することができる。また、やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 前 2 項の規定にかかわらず、理事の過半数が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日、理事総数及び議決数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - 3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)社員総会の決議

- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続き開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西村 大介
副理事長	今村 麻彦
理事	小林 広樹
理事	福原 あおい
理事	三雲 崇正
理事	谷口 義博
監事	遠藤 晶子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 1 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 12 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 0 円

年会費 正会員（個人・団体） 6,000 円 賛助会員（個人・団体） 1 口 5,000 円・（1 口以上）

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

NPO法人コミュフル

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏名	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	理事・監事	ニシムラ ダイスケ 西村 大介	有・無	理事長
2	理事・監事	イマムラ ヤスヒコ 今村 廉彦	有・無	副理事長
3	理事・監事	コバヤシ ヒロキ 小林 広樹	有・無	
4	理事・監事	フクハラ アオイ 福原 あおい	有・無	
5	理事・監事	ミクモ タカマサ 三雲 崇正	有・無	
6	理事・監事	タニグチ ヨシヒロ 谷口 義博	有・無	
7	理事・監事	エンドウ アキコ 遠藤 晶子	有・無	
8	理事・監事	-----	有・無	
9	理事・監事	-----	有・無	
10	理事・監事	-----	有・無	

令和8年度

事業計画書

NPO法人コミュフル

1 事業実施の方針

視覚障がい・聴覚障がいを始めとする肢体障がいを持つ方、及び社会生活にハンディキャップを有する方が、社会生活において不自由なくコミュニケーションを取れる環境を実現することを目的とする。
 最新のIT・AI・ロボット技術を有機的に結合させ、障がい者と健常者の間の壁を低減し、誰もが安心して生活できる共生社会の形成に寄与する。
 ケアリーバー対象者に対しコミュニケーションを密とし、教育・生活環境整備を支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 37,200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
社会生活支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製作及び提供・販売・運用事業	聴覚障がい者支援アプリ・アバターの開発・普及事業 ◆ 音声自動認識、テキスト・データ化 ◆ 手話自動認識、テキスト・データ化 ◆ 手話アバターを介した通訳アプリ（スマホ用・講演会用・各種案内用）開発・配布	年間	開発：法人の主たる事務所/普及：東京都全域	5	聴覚障がい者・家族・周辺者	50,000人	9,800
	視覚・聴覚重複障がい者向け点字・接触手話支援機器の開発事業 ◆ 指手話・接触手話のハンドロボットへの転用 ◆ AI利用での簡易小型点字マシン開発・製作	年間	法人の主たる事務所	3	視覚・聴覚重複障がい者	3,000人	5,650
	ALS患者向け視線解析装置の開発・提供 ◆ 眼球動作読み取りによる視線マウス開発提供及び動作環境整備	年間	開発：法人の主たる事務所/普及：関東地区全域	2	ALS患者・家族・支援者	100人	4,950
障がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製作及び提供・販売事業	視覚障がい者の安全支援（白杖ビーコンタグ普及） ◆ 眼球動作読み取りによる視線マウス開発提供及び動作環境整備	年間	東京都全域	3	視覚障がい者	3,000人	5,400
	白杖ビーコン発受信機のライセンス提供	年間	全国	1	視覚障がい者	30,000人	600
ハンディキャップを有する方のための教育・社会生活支援、および啓蒙活動事業	普及啓発活動、AI手話アバター利用での手話体験セミナー、手話教室開催	年3回	都内2ヶ所・神奈川1ヶ所	3	障害者支援有志	100人×3回	5,800
	ケアリーバー支援システムの運営管理 ◆ 生活・勤労・学習環境整備	年間	法人の主たる事務所	3	ケアリーバー	10人	5,000
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	なし						

令和9年度

事業計画書

NPO法人コミュフル

1 事業実施の方針

視覚障がい・聴覚障がいを始めとする肢体障がいを持つ方、及び社会生活にハンディキャップを有する方が、社会生活において不自由なくコミュニケーションを取れる環境を実現することを目的とする。
最新のIT・AI・ロボット技術を有機的に結合させ、障がい者と健常者の間の壁を低減し、誰もが安心して生活できる共生社会の形成に寄与する。
ケアリーバー対象者に対しコミュニケーションを密とし、教育・生活環境整備を支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 30,540 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
社会生活支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製作及び提供・販売・運用事業	聴覚障がい者支援アプリ・アバターの開発・普及事業 ◆ 音声自動認識、テキスト・データ化 ◆ 手話自動認識、テキスト・データ化 ◆ 手話アバターを介した通訳アプリ（スマホ用・講演会用・各種案内用）開発・配布	年間	開発：法人の主たる事務所/普及：東京都全域	5	聴覚障がい者	50,000人	5,400
	視覚・聴覚重複障がい者向け点字・接触手話支援機器の開発事業 ◆ 指手話・接触手話のハンドロボットへの転用 ◆ AI利用での簡易小型点字マシン開発・製作	年間	法人の主たる事務所	3	視覚・聴覚重複障がい者	3,000人	4,200
	ALS患者向け視線解析装置の開発・提供 ◆ 眼球動作読み取りによる視線マウス開発提供及び動作環境整備	年間	開発：法人の主たる事務所	2	ALS患者	1,000人	3,000
障がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売・運用事業	視覚障がい者の安全支援（白杖ピーコンタグ普及） ◆ 眼球動作読み取りによる視線マウス開発提供及び動作環境整備	年間	東京都全域	3	視覚障がい者	1,200人	2,040
	白杖ピーコン発受信機のライセンス提供	年間	全国	1	視覚障がい者	30,000人	900
ハンディキャップを有する方のための教育・社会生活支援、および啓蒙活動事業	普及啓発活動、AI手話アバター利用での手話体験セミナー、手話教室開催	年3回	都内2ヶ所・神奈川1ヶ所	3	障害者支援有志	100人×3回	5,000
	ケアリーバー支援システムの運営管理 生活・勤労・学習環境整備	年間	法人の主たる事務所	3	ケアリーバー	20人	10,000
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	なし						

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人コミュフル

科		目	金額	(単位：円)
【A】経常収益			小計・合計	
1 受取会費				1,500,000
正会員受取会費			300,000	
賛助会員受取会費			1,200,000	
2 受取寄附金				25,000,000
受取寄附金			25,000,000	
施設等受入評価益			0	0
3 受取助成金等				12,000,000
受取補助金			12,000,000	
4 事業収益				6,700,000
① 社会生活支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製作及び提供・販売・運用事業			3,600,000	
② 障がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製作及び提供・販売・運用事業			2,500,000	
③ ハンディキャップを有する方のための社会生活支援・教育支援事業			600,000	
5 その他の収益				0
受取利息				0
経常収益計				45,200,000
【B】経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				12,300,000
給料手当			12,000,000	
福利厚生費			300,000	
(2) その他経費				24,900,000
会議費			1,200,000	
旅費交通費			2,400,000	
消耗品費			1,200,000	
什器備品費			2,500,000	
印刷製本費			600,000	
外注製作費			12,000,000	
研修費			5,000,000	
事業費計				37,200,000
2 管理費				
(1) 人件費				2,200,000
役員報酬			600,000	
給料手当			1,500,000	
福利厚生費			100,000	
(2) その他経費				5,600,000
消耗品費			300,000	
水道光熱費			900,000	
通信運搬費			600,000	
地代家賃			3,000,000	
旅費交通費			100,000	
減価償却費			100,000	
什器備品費			600,000	
管理費計				7,800,000
経常費用計				45,000,000
当期経常増減額【A】-【B】	…①			200,000
【C】経常外収益				
固定資産売却益			0	
過年度損益修正益			0	
経常外収益計				0
【D】経常外費用				
固定資産売却損			0	
災害損失			0	
過年度損益修正損			0	
経常外費用計				0
当期経常外増減額【C】-【D】	…②			0
税引前当期正味財産増減額①+②	…③			200,000
法人税・住民税及び事業税	…④			70,000
設立時正味財産額	…⑤			0
次期繰越正味財産額③-④+⑤				130,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人コミュフル

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			1,500,000
正会員受取会費		300,000	
賛助会員受取会費		1,200,000	
2 受取寄附金			13,000,000
受取寄附金		13,000,000	
3 受取助成金等			12,000,000
受取補助金		12,000,000	
4 事業収益			9,800,000
① 社会生活支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製作及び提供・販売・運用事業		5,000,000	
② 傷がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製作及び提供・販売・運用事業		3,900,000	
③ ハンディキャップを有する方のための社会生活支援・教育支援事業		900,000	
5 その他の収益			0
受取利息			0
経常収益計			36,300,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			9,300,000
給料手当		9,000,000	
福利厚生費		300,000	
(2) その他経費			21,240,000
会議費		800,000	
旅費交通費		2,400,000	
消耗品費		1,200,000	
什器備品費		600,000	
印刷製本費		240,000	
外注製作費		6,000,000	
研修費		10,000,000	
事業費計			30,540,000
2 管理費			
(1) 人件費			2,200,000
役員報酬		600,000	
給料手当		1,500,000	
福利厚生費		100,000	
(2) その他経費			3,500,000
消耗品費		300,000	
水道光熱費		900,000	
通信運搬費		600,000	
地代家賃		1,500,000	
旅費交通費		100,000	
什器備品費		100,000	
管理費計			5,700,000
経常費用計			36,240,000
当期経常増減額【A】-【B】			60,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損		0	
災害損失		0	
過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】			0
税引前当期正味財産増減額①+②			60,000
法人税・住民税及び事業税		70,000	
前期繰越正味財産額		130,000	
次期繰越正味財産額③-④+⑤			120,000

NPO法人コミュフル 設立趣旨書

■設立の目的

視覚障害・聴覚障害を始めとした各種肢体障がいにより一般生活において対人コミュニケーションに支障を持つ方達がいます。IT・ロボット・AI技術等の科学技術進化は、既に、このコミュニケーション課題を解決する域に手が届くところまで来ています。しかしながら、これらの技術は、まだ個としての存在であることが多く、コミュニケーション問題を解決するツールとまではなりえていないのが現実です。個々の技術を繋ぐインターフェイスの開発、個々の技術の昇華、不足する技術の開発を行っていくことにより、各種障がいを持つ方達が、社会生活で問題なくコミュニケーションが取れる世界の実現を目指していくことを目的とします。

またケアリーバーも、コミュニケーションの点から社会生活にハンディキャップを有することとなり、一部社会問題ともなっています。こういった方達のハンディキャップ削減をも支援することにより、コミュニケーションに満ちた社会の実現も目的とします。

これまでに、盲人協会・点字図書館・大学・研究機関等での聞き取りを実施し、肢体障がいの方達が社会生活においてどのような問題を抱え、各種技術提供によりそれら問題点が解消される可能性を探ってきました。同時に、養護施設とも交流を重ね、卒園後スムーズに社会生活に入っていくための課題点を聞き取り、その対処方法も模索してきました。

肢体障がい者支援のための技術情報提供、開発・製作のための資金寄付に関しては、対象が任意団体では協力がしづらいといったのが現状です。ケアリーバー支援のための事業参画・資金提供に関しても、同様に任意団体に対する協力という形では難しい点が出てきてしまいます。

その問題点に対し、社会的信頼の観点と公益的事業の支援先としてNPO法人設立を各種団体・企業からも強く勧められ、今回NPO法人設立を目指すこととしました。

◇ 現状と課題

PC利用で音声入力ができる状態まで技術が進化しても、講演会等では未だに手話通訳を介しての公聴というのが現実で、間接的コミュニケーションとなっています。また、視覚・聴覚ともに障害を持つ方に対しては、仲介となる通訳技術保有者を確保することにも困難を極めるというのが実情です。視覚障害者は、ヘルプ信号を発したくとも、どこに向けてその信号を発すればいいのかもわかりづらい社会というのが現実です。重複肢体不自由者に至っては、意思を読み取る際に、特殊的な技能を有した方を介さないと意思を伝えられない状態です。

このように、各種肢体障害を有する方たちがコミュニケーションを取ろうとした場合、大半は、人を介さなければコミュニケーションが取れないといった現実があります。

視覚障がい者の安全確保も点字ブロック・音声信号機・鉄道ホームでの安全ゲートと、ハード機器は充実してきつつあるものの、実際に困惑状態時に手助けを求めるといったソフト面では、まだまだ不十分な状況となっています。

技術的には、IT・ロボット・AI技術等の革新的発達により、サポートできる各種技術が出現はしているものの、それらの技術が有機的連携とまではいっておらず、コミュニケーション問題の解決策までは昇華できていません。

また、肢体的障害ではないものの、養護施設を卒園していく方達が社会生活に入る際にも、困難時にコニ

コミュニケーションを求められる場がないことにより、生活困窮者・貧困層へと落ちていくことも社会問題となっています。

◇ 解決のために

IT・ロボット技術により開発されたツールを、AI技術利用により有機的に結合させ、各種肢体障害を有する方達でも簡単に使いこなせるシステムとなるよう組み上げていきます。

同様に、各種技術が有機的に結合したコミュニケーションツールを、健常者が容易に利用できる環境を作ることにより、障害者とのコミュニケーションを確立させていきます。

また、これらのツールを安価に提供できるよう、技術の平準化・一般化を推し進めていくこととします。視覚障がい者に対しては、それらツールの一部を利用することにより、健常者へのヘルプ信号を発信することを可能とし、ソフト面からの視覚障がい者安全確保に役立てていきます。

コミュニケーション不足により社会生活困窮となってしまいがちなケアリーバー（養護施設卒園者等）に対しては、社会生活を順調に開始できる環境整備に賛同する企業を募り、NPO法人内に困窮時の相談窓口を設置しコミュニケーション不足を解消すると同時に、社会生活の基礎力養成・各種技能スキルアップの場を提供することにより、社会的ハンディキャップを削減していく活動を推進していきます。

開発を計画する技術・機器

- 音声自動認識、テキスト・データ化技術
- 手話自動認識、テキスト・データ化技術
- 手話アバターを介した通訳アプリ（スマホ用・講演会用・各種案内用）
- 指手話・接触手話のハンドロボットへの転用技術
- AI利用での簡易小型点字マシン
- 白杖使用者のヘルプ信号発信・受信システム
- 眼球動作読み取りによる視線マウス開発提供及び動作環境整備
- ケアリーバー対象の支援システム整備（生活・勤労・学習環境整備）

◇ 現在までの活動及び協力要請

- 山梨大学工学部寺田研究室（ロボット・自動制御研究）訪問による情報収集・協力要請
- 山梨大学工学部小谷研究室（ALS 対応眼球検知研究）訪問による情報収集・協力要請
- HatsuMuv 社（ハンドロボット開発）訪問による情報収集・協力要請
- 点字図書館（新宿区）訪問による情報収集・協力要請
- 機器製作対応として三和製作所（江戸川区）協力要請
- 白杖使用者のためのヘルプ信号発受信装置啓蒙活動をライオンズクラブに打診
- 成光学園（養護施設 座間市）招待での交流イベント参加、情報収集
- ロータリークラブ（鎌倉）とケアリーバー支援事業に関して推進協議

令和 7 年 9 月 12 日

設立代表者

氏名 西村 大介